

別表 1 (第 4 条関係)

法令名	規制等の対象となる行為	手続区分	問合せ・手続窓口
	太陽光発電施設の設置に関して疑義等がある場合は、まず右記の担当課にご相談ください。		横瀬町 振興課 (1階5番窓口) ☎ 0494-25-0114
国土利用計画法 (昭和49年法律第92号)	次に該当する土地売買契約の締結や地上権・賃借権の設定等(第23条) ・ 都市計画区域 5,000㎡以上 ・ 都市計画区域外の区域 10,000㎡以上	届出	横瀬町 建設課 (2階9番窓口) ☎ 0494-25-0117
火薬類取締法 (昭和25年法律第149号)	火薬類製造施設や火薬庫の周辺に出力1,000kW以上の太陽光発電設備を設置すること ※ 火薬類製造施設や火薬庫は、発電事業の用に供する1,000kW以上の太陽光発電設備に対して、一定の保安距離を取る必要があります。太陽光発電設備が後から設置される場合でもこの規定が適用されるため、十分な注意が必要です。	近隣への配慮	埼玉県 危機管理防災部 化学保安課 火薬・電気担当 ☎ 048-830-8435
環境影響評価法 (平成9年法律第81号)	一般的な太陽光発電施設の設置を直接の理由とする手続きはありませんが、開発の内容によっては手続きが必要となる場合があります。		埼玉県 環境部 環境政策課 企画・環境影響評価等担当 ☎ 048-830-3041
埼玉県環境影響評価条例 (平成6年条例第61号)	施行区域の面積が20ha以上となるもの ※ その他にも、開発の内容によっては手続きが必要となる場合があります。	調査等	埼玉県 環境部 環境政策課 企画・環境影響評価等担当 ☎ 048-830-3041
土壌汚染対策法 (平成14年法律第53号)	土地の形質変更(掘削及び盛土等)部分の合計面積が3,000㎡以上(第4条) ※ ただし、盛土のみの場合や、形質変更の深さが最大50cm未満であり区域外へ土壌の搬出を行わず土壌の飛散・流出を伴わない場合は除く	届出	埼玉県秩父環境管理事務所 生活環境担当 ☎ 0494-23-1511
埼玉県生活環境保全条例 (平成13年条例第57号)	3,000㎡以上の土地の改変(第80条)	調査等	埼玉県秩父環境管理事務所 生活環境担当 ☎ 0494-23-1511
廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和45年法律第137号)	廃棄物が地下にあって指定区域に指定されている土地の形質変更(第15条の19) ※ 不法投棄等により廃棄物が残置されている場所については、当該廃棄物が適正に処理されない限り設置は認められませんので注意してください。	届出	埼玉県秩父環境管理事務所 生活環境担当 ☎ 0494-23-1511
埼玉県土砂の排出、たい積等の規制に関する条例 (平成14年条例第64号)	500㎡以上の土砂の敷地外排出(第6条)	届出	埼玉県秩父環境管理事務所 生活環境担当 ☎ 0494-23-1511
	3,000㎡以上の面積への土砂の堆積(第16条)	許可	
横瀬町土砂等のたい積の規制に関する条例 (平成19年条例第24号)	500㎡以上3,000㎡未満の土砂の堆積(第8条)	許可	横瀬町 建設課 (2階9番窓口) ☎ 0494-25-0117
絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律 (平成4年法律第75号)	環境大臣が指定する希少野生動植物種の捕獲等の行為(第10条)	大臣許可	環境省 関東地方環境事務所 野生生物課 ☎ 048-600-0817
埼玉県希少野生動植物の種の保護に関する条例 (平成12年条例第11号)	知事が指定する希少野生動植物種の捕獲等の行為(第12条)	届出	埼玉県 環境部 みどり自然課 野生生物担当 ☎ 048-830-3143

別表 1 (第 4 条関係)

法令名	規制等の対象となる行為	手続区分	問合せ・手続窓口
埼玉県 オオタカ等保護指針	次に該当する開発行為については、オオタカ等の保護に関する配慮を要請 ・ 営巣地から半径400m以内 ・ 営巣地から半径1,500m以内	配慮の実施	埼玉県 環境部 みどり自然課 野生生物担当 ☎ 048-830-3143
埼玉県立自然公園条例 (昭和33年条例第15号)	県立自然公園の普通地域内における一定規模以上の工作物の 新築・改築・増築、土地の形状の変更等 (第14条)	届出	埼玉県秩父環境管理事務所 生活環境担当 ☎ 0494-23-1511 【申請窓口】 横瀬町 振興課 (1階5番窓口) ☎ 0494-25-0114
農地法 (昭和27年法律第229号)	農地を農地以外のものにする行為 (農地の転用) (第4条)	許可	横瀬町農業委員会事務局 (1階5番窓口) ☎ 0494-25-0114
	農地を農地以外のものにした採草放牧地を採草放牧地以外のものにするために行う次の行為 (第5条) ・ 所有権の移転 ・ 賃借権・地上権・質権・使用貸借権の設定や移転	許可	
農業振興地域の 整備に関する法律 (昭和44年法律第58号)	横瀬町農業振興地域整備計画の変更 (第13条) (いわゆる農用地区域からの除外)	計画変更	横瀬町 振興課 (1階5番窓口) ☎ 0494-25-0114
森林法 (昭和26年法律第249号)	地域森林計画対象の民有林内 (保安林及び保安施設地区の森林を除く。) で1haを超えて行われる、土石や樹根の採取、開墾その他の土地の形質の変更 (第10条の2)	許可	埼玉県秩父農林振興センター 林業部 森林保全・県営林担当 ☎ 0494-25-1312
	地域森林計画対象の民有林について、新たに森林の土地の所有者となること (第10条の7の2)	届出	横瀬町 振興課 (1階5番窓口)
	地域森林計画対象の民有林内 (保安林及び保安施設地区の森林を除く。) における立木の伐採 (第10条の8)	届出	☎ 0494-25-0114
	保安林の森林以外の用途への転用 (保安林の指定の解除) (第27条)	指定の解除	埼玉県秩父農林振興センター 林業部 森林保全・県営林担当 ☎ 0494-25-1312
	保安林内における次の行為 (第34条) ・ 立竹の伐採、立木の損傷、家畜放牧、下草・落葉・落枝の採取 ・ 土石・樹根の採掘、開墾その他土地の形質の変更	許可	
埼玉県水源地域保全条例 (平成24年条例第22号)	水源地域内の土地 (現況が森林で、地目が山林・原野・保安林の場合) に係る所有者・地上権・地役権・使用貸借権・賃借権の移転や設定 (第7条)	届出	埼玉県秩父農林振興センター 林業部 森林保全・県営林担当 ☎ 0494-25-1312
道路法 (昭和27年法律第180号)	道路に次の工作物・物件・施設を設け、継続して道路を使用しようとする行為 (道路の占用) (第32条) ・ 電柱、電線、変圧塔、郵便差出箱、公衆電話所、広告塔等 ・ 水管、下水道管、ガス管等 ・ 歩廊、雪よけ等 ・ 露店、商品置場等 ・ その他道路の構造や交通に支障を及ぼすおそれのある工作物、物件又は施設で政令で定めるもの (政令第7条第1項第2号に該当するため太陽光発電施設も対象)	許可	【国道及び県道】 埼玉県秩父県土整備事務所 総務管理部 管理担当 ☎ 0494-22-3715 【町道】 横瀬町 建設課 (2階9番窓口) ☎ 0494-25-0117

別表 1 (第 4 条関係)

法令名	規制等の対象となる行為	手続区分	問合せ・手続窓口
河川法 (昭和39年法律第167号)	河川区域内における次の行為 (第23条～第27条) <ul style="list-style-type: none"> 河川の流水の占用 (取水等) 土地の占用 河川の砂やヨシなどの採取 工作物の新築・改築 盛土、切土等の土地の形状の変更 	許可	【一級河川】 埼玉県秩父県土整備事務所 総務管理部 管理担当 ☎ 0494-22-3715 【準用河川】
	河川保全区域内における次の行為 (第55条) <ul style="list-style-type: none"> 土地の掘削、盛土、切土等の土地の形状の変更 工作物の新築・改築 	許可	横瀬町 建設課 (2階9番窓口) ☎ 0494-25-0117
横瀬町公共物管理条例 (平成14年条例第5号)	道路法を適用しない道路、河川法を適用又は準用しない河川等における次の行為 (第4条) <ul style="list-style-type: none"> 工作物その他施設の new 築・改築・除却 流水水面又は敷地の使用 石、土砂、砂れき、竹木、草その他生産物の採取 工事又は目的外使用 	許可	横瀬町 建設課 (2階9番窓口) ☎ 0494-25-0117
埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例 (平成18年条例第20号)	面積が1ha以上の開発行為で、雨水流出抑制施設を設置しないと雨水流出量を増加させるおそれがある行為 (第3条)	許可	埼玉県 県土整備部 河川砂防課 荒川上流・砂防担当 ☎ 048-830-5141
	面積が1ha以上の開発行為で、湛水想定区域内の土地に盛土をする行為 (第12条)	届出	
砂防法 (明治30年法律第29号)	砂防指定地内における次の行為 (第4条) <ul style="list-style-type: none"> 工作物の新築・改築・除去 砂防設備の占有 竹木の伐採、芝草その他の生産物の採取 滑り下し・地引による物件の運搬 開墾その他による土地の原状変更 	許可	埼玉県秩父県土整備事務所 総務管理部 管理担当 ☎ 0494-22-3715
埼玉県砂防指定管理条例 (平成15年条例第45号)	砂防指定地内における次の行為 (第3条) <ul style="list-style-type: none"> のり切・切土・掘削・盛土等による土地の形状の変更 土石の類の採取、鉱物の採掘 工作物の新築・改築・増築・移転・除却 立木竹の伐採・樹根の採掘 木竹の滑下・地引による搬出 	許可	埼玉県秩父県土整備事務所 総務管理部 管理担当 ☎ 0494-22-3715
地すべり等防止法 (昭和33年法律第30号)	地すべり防止区域内における次の行為 (第18条) <ul style="list-style-type: none"> 地下水の誘致や停滞行為による地下水の増加 地下水の排水施設の機能を阻害する行為 地表水の放流や停滞行為等、地表水のしん透の助長 のり切、切土 地すべり防止施設以外の施設や工作物の新築・改良 地すべり防止の阻害、地すべりの助長・誘発 	許可	【国土交通大臣指定区域】 埼玉県秩父県土整備事務所 総務管理部 管理担当 ☎ 0494-22-3715 【農林水産大臣指定区域】 埼玉県秩父農林振興センター 林業部 治山・森林管理道担当 ☎ 0494-24-7215
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律 (昭和44年法律第57号)	急傾斜地崩壊危険区域内における次の行為 (第7条) <ul style="list-style-type: none"> 水の放流・停滞行為等、水のしん透を助長する行為 急傾斜地崩壊防止施設以外の施設・工作物の設置・改造 のり切、切土、掘さく、盛土 立木竹の伐採 木竹の滑下・地引による搬出 土石の採取・集積 	許可	埼玉県秩父県土整備事務所 総務管理部 管理担当 ☎ 0494-22-3715

別表 1 (第 4 条関係)

法令名	規制等の対象となる行為	手続区分	問合せ・手続窓口
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 (平成12年法律第57号)	土砂災害特別警戒区域内における、住宅・社会福祉施設・学校・医療機関の建設(特定開発行為)(第10条)	許可	埼玉県秩父県土整備事務所 総務管理部 管理担当 ☎ 0494-22-3715
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 (平成12年法律第104号)	特定建設資材を使用した建築物等の解体工事等や、特定建設資材を使用する新築工事等(以下に該当するもの) (第10条及び第11条) ・ 太陽光パネルと一体的な建築物(床面積の合計が80㎡以上に限る。)の解体工事 ・ 太陽光パネルと一体的な建築物(床面積の合計が500㎡以上に限る。)の新築・増築工事 ・ 太陽光パネルと一体的な建築物の修繕・模様替等工事(請負金額が1億円以上のもの) ・ 建築物以外のもの(太陽光パネル等)の土木工事や解体工事等(請負金額が500万円以上のもの)	届出(民間工事) 通知(公共工事)	埼玉県熊谷建築安全センター 開発建築担当・秩父駐在 ☎ 0494-22-3777
都市計画法 (昭和43年法律第100号)	次の開発行為(主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更)や建築行為(第29条) ・ 非線引き区域内での3,000㎡以上の開発行為 ・ 都市計画区域外での1ha以上の開発行為	許可	埼玉県熊谷建築安全センター 開発建築担当・秩父駐在 ☎ 0494-22-3777
	都市計画事業の認可を受けた事業地内で都市計画事業の施行の障害となる恐れがある土地の形質の変更もしくは建築物の建築その他工作物の建設又は重量が5トンを超える物件の設置もしくは堆積(第65条)	許可	
横瀬町開発行為に関する指導要綱 (昭和63年告示第7号)	次の開発行為(主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行なう土地の区画形質の変更)(第4条) ・ 都市計画区域内での1,000㎡以上の開発行為 ・ 都市計画区域外での3,000㎡以上の開発行為	事前協議	横瀬町 建設課 (2階9番窓口) ☎ 0494-25-0117
景観法 (平成16年法律第110号)	各景観行政団体の景観計画区域内における次の行為(第16条) ・ 一定規模以上の建築物・工作物の新築・改築等	届出	横瀬町 建設課 (2階9番窓口) ☎ 0494-25-0117
都市公園法 (平成31年法律第79号)	都市公園に公園施設以外の工作物その他の物件又は施設を設けて占用(第6条)	届出	横瀬町 建設課 (2階9番窓口) ☎ 0494-25-0117
建築基準法 (昭和25年法律第201号)	建築物を建築しようとする場合(第6条) ※ 土地に自立して設置する太陽光発電設備については、架台下の空間を物品の保管その他の屋内的用途に供する場合は建築物に該当します。	確認	埼玉県熊谷建築安全センター 開発建築担当・秩父駐在 ☎ 0494-22-3777 横瀬町 建設課 (2階9番窓口) ☎ 0494-25-0117 ※ 手続内容によって窓口が異なります。
文化財保護法 (昭和25年法律第214号)	周知の埋蔵文化財包蔵地(遺跡)の範囲内における建築・土木工事等(第93号)	届出	横瀬町教育委員会事務局 (2階6番窓口) ☎ 0494-25-0118
	土地の所有者又は占有者が出土品の出土等により遺跡を発見(第96条)	届出	

別表 1 (第 4 条関係)

法令名	規制等の対象となる行為	手続区分	問合せ・手続窓口
埼玉県文化財保護条例 (昭和30年条例第46号)	県指定有形文化財、県指定有形民俗文化財、県指定史跡名勝天然記念物、県指定旧跡の現状変更、又はその保存に影響を及ぼす行為 (第14条、第28条、第35条及び第39条)	許可 又は 届出	横瀬町教育委員会事務局 (2階6番窓口) ☎ 0494-25-0118